

渋川市PR動画制作業務委託公募型プロポーザル募集要項

1 業務概要

- (1) 業務委託名
渋川市PR動画制作業務委託
- (2) 業務目的
渋川市（以下、「本市」という。）のPR動画制作について、業務委託先の選定に際し、動画の企画等を民間事業者から募り、より訴求力のあるPR動画の制作を目指すことを目的とする。
- (3) 業務内容
別紙「渋川市PR動画制作業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり
- (4) 履行期間
契約締結日から令和7年3月21日まで
- (5) 予算額
3,069千円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格に関する要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 応募書類等の受付期間において、本市における指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 民事再生法第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 渋川市暴力団排除条例の関連規定に該当しない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 動画制作を業務として受託しており、過去に委託元を問わずPR動画の制作実績があること。

※渋川市競争入札参加資格者名簿に登載されていない者も参加可能

3 募集要項の入手方法

渋川市ホームページに募集要項及び様式データを掲載する（ダウンロード可能）。また、広報室の窓口で印刷したものを配布する。

4 スケジュール（予定）

内容	期日等
募集要項等の公表 (市ホームページ掲載)	令和6年6月12日(水)
質問票の提出期限	令和6年6月21日(金)午後5時(必着)
質問に対する回答	令和6年6月26日(水)
応募書類等の提出期限	令和6年7月17日(水)午後5時(必着)
1次審査(書類審査)※	令和6年7月26日(金)
1次審査結果通知	令和6年7月30日(火)
2次審査 (プレゼンテーション等)	令和6年8月7日(水)
2次審査結果通知	令和6年8月中旬予定

※1次審査(書類審査)は、6者以上から応募書類等の提出があった場合のみ実施。

5 応募方法

- (1) 提出期限
令和6年7月17日(水)午後5時(必着)
- (2) 提出方法
郵送若しくは持参により提出
- (3) 提出先
〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地
渋川市総合戦略部広報室 シティブランド発信係
(開庁時間 平日午前8時30分～午後5時15分)
- (4) 提出書類等
 - ア 応募申請書(様式第1号)
 - イ 企業概要のわかるパンフレット等(参考資料)
 - ウ 業務実績一覧表(任意様式)及び動画作品実績データ(1点のみ)
 - エ 登記事項証明書(写しでも可とする。)
 - オ 納税証明書(未納の税額がないことの証明。提出日から3か月以内に発行されたもの。写しでも可とする。)
 - (ア) 国税(法人税、消費税及び地方消費税)
 - (イ) 群馬県税(群馬県税に滞納がないことの証明)
 - (ウ) 渋川市税(渋川市税に滞納がないことの証明)

※(イ)については、業務を実施する支店、営業所等(本社が実施する場合は、本社とする。)の所在地が群馬県内にある場合のみ提出すること。

※(ウ)については、業務を実施する支店、営業所等(本社が実施する場合は、本社とする。)の所在地が渋川市内にある場合のみ提出すること。
- カ 企画提案書表紙(様式第2号)

- キ 提案書（任意様式）及び試作動画データ
- ク 委託業務に係る見積書（任意様式）
- ケ 業務実施体制（任意様式）
- コ 事業実施工程表（任意様式）
- (5) 提出部数
 - ア 正本 1部（押印したもの）
 - イ 副本 11部（上記提出書類等のうち、ア・イ・ウ・カ・キ・ケ・コの正本の複写。ただし、動画データは不要とする。）
- (6) 提出書類等の作成上の注意事項
 - ア 業務実績一覧表は、別紙参考様式と同様の内容を記載すること。参考様式の使用も可とする。
 - イ 提出する動画作品実績データは、業務実績一覧表に掲載したものから1点（再生時間5分以内の作品）を選び、MP4形式でDVDメディアに収納して提出すること。
 - ウ 提案書は、仕様書に基づき、5本の動画をまとめて企画立案すること。また、動画の再生数増加につながる活用方法も併せて記載すること。
 - エ 提案書は、文やイメージ図等で簡潔に記載すること。
 - オ 提案書は、任意様式とするが、A4サイズとすること。
 - カ 試作動画データは、本業務の制作物である動画の概要がイメージできるように試作した1分程度の動画データを提出すること。動画で使用する映像等素材は渋川市に関連するものを使用する必要は無く、企画のイメージが確認できるものとする。動画データは、項目イの動画作品実績データと合わせて提出すること。
 - キ 業務実施体制は、スタッフの「氏名」「実務経験年数」「過去に従事した動画制作業務」「資格」「本件で担当する業務内容」などを記載すること。
 - ク 事業実施工程表は、契約締結日から履行期間終了日までの工程を具体的に記載すること。

6 質疑応答

本件募集内容について質問がある場合は、下記のとおり提出すること。

- (1) 提出書類
 - 質問票（様式第3号）
- (2) 提出方法
 - 上記様式第3号に必要事項を記入の上、電子メールにて、下記の提出先に提出すること。電子メールの件名は「渋川市PR動画制作業務委託 質問票 事業者名」とすること。
 - なお、提出後は受領確認のため電話で連絡をすること。
- (3) 提出先
 - 渋川市総合戦略部広報室 シティブランド発信係

citybrand@city.shibukawa.gunma.jp

- (4) 提出期限
令和6年6月21日（金）午後5時（必着）
- (5) 回答方法
令和6年6月26日（水）までに、質問者名を伏して、本市ホームページ上に公表する。
なお、事業者の選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

7 審査の実施

- (1) 1次審査（書類審査）
6者以上から応募書類等の提出があった場合は、応募書類等に基づく書類審査を実施する。上位5者を2次審査の対象とし、審査結果を通知する。
なお、応募事業者が6者未満の場合は、1次審査を実施しない。
 - (2) 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
提出された応募書類等に基づきプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。
なお、プレゼンテーションに参加しない事業者は、辞退とみなす。
- ア 実施場所
渋川市役所 本庁舎2階 庁議室
- イ 出席者
本業務の実務担当者を含め3名以内とする。
- ウ 時間
1者当たり30分以内（準備5分、説明15分、質疑応答10分）
※説明に試作動画データの再生を含めること。
- エ 内容
提出された応募書類等に基づくものとし、資料の追加は認めない。
- オ 設備
プレゼンテーション用機材（パソコン等）が必要な場合は各事業者が準備すること。ただし、モニター（65型、HDMIケーブル付属）は渋川市が準備する。

8 審査方法

- (1) 提案点評価
提出された応募書類及び動画データ（2次審査はプレゼンテーション及びヒアリングを加える）の内容を、本市が設置する審査委員会が、下記評価基準表に基づき審査する。
提案点は、1,200点を満点とする（2次審査）。
なお、合計点が720点（1,200点満点の6割）に満たない事業者は、優

先交渉者として選定しない。

浜川市PR動画制作業務委託 評価基準表

(1) 庁内委員用

評価項目	評価の視点	配点
企業概要 業務実績	1 本業務委託の参考となる業務実績の内容等が、委託先として期待できるか。	100点
	2 実績の動画作品が、動画として、見やすさ・訴求力等に優れているか。	100点
実施体制	3 業務遂行に必要な知識と経験を持ち合わせた者の配置がされているか。	50点
	4 具体的かつ実行性のある業務計画、スケジュールが示されているか。	50点
企画提案	5 動画の企画内容は、PR動画として、浜川市の特徴が伝わるものであるか。	250点
	6 動画の企画内容は、訴求力等があり、視聴者の記憶に残るようなものとなっているか。	250点
動画の活用イメージ	7 完成した動画は、その後の活用方法（広告配信など）を意識した構成・提案となっているか。	200点
合計		1000点

(2) 庁外委員用

評価項目	評価の視点	配点
企画提案	1 動画の企画内容は、本事業の趣旨に沿った魅力、訴求力があるものか。	60点
	2 動画の企画内容は、創意工夫や独創性があるものか。	60点
	3 動画の企画内容は、PR動画として、浜川市の特徴が伝わるものであるか。	40点
	4 動画の企画内容は、長期的に使用できる、一過性で終わらない内容となっているか。	40点
合計		200点

(2) 価格点評価

提出された見積金額の評価を行う。

価格点の計算は、事業者別に次の算定式により計算する。

価格点は、400点を満点とする（2次審査）。

$$\text{価格点} = (\text{満点点数}) \times (\text{最低見積金額}) / (\text{当該事業者の見積金額})$$

※小数点以下第1位を四捨五入

- (3) 提案点及び価格点の合計得点数で、順位を決定する。

9 審査結果の通知

審査結果については、採用・不採用に関わらず、書面にて通知する。また、書面に併せて、応募申込書記載の電子メール宛に送信する。

10 契約

- (1) 審査により最高得点者を委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意の上、契約を締結する。
- (2) 前号の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行う。

11 その他

- (1) 応募書類等の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出後の書類等の差しかえ、再提出は認めない。
- (4) 提出書類等及び選考の経過は、非公開とする。
- (5) 応募書類等については、1者につき1提案に限る。
- (6) 提出された書類等は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

12 問合せ先

〒377-8501

群馬県渋川市石原80番地

渋川市総合戦略部広報室 シティブランド発信係（担当：牧野）

電話番号：0279-22-2182（直通）

ファックス：0279-30-3018

メールアドレス：citybrand@city.shibukawa.gunma.jp